「出会いを楽しもう! |

会長 高山 訓正



THE WEEKLY REPORT 2011~2012

JTARY CI TAKIKAWA

本日は 第2752回 例会 プログラム 新年会(夜間) No. 2591 1月12日(木)

次週以降の予定

1月19日(木) エコ給湯器への転換

1月26日(木) カンテレ演奏

2月2日(木) 国際都市滝川の現況報告

第2749回 例会報告

2011年 12月22日(木)

会員卓話

テーマ「公証人の仕事」

会長挨拶・報告



12月もあと1週間で終ろうとしています。 今年は3月11日の大震災で人生観に変化が 起こった年また世界中で改革・変革で金融 --- 情勢不透明感の年ではなかろうかと思いま す。来年はもう少し明るい年になることを 望んでおります。

本日は今年度上半期最後の例会でありま 7月第一回例会から25回目の例会となり会員皆様 日の担当委員会 ニコニコ委員会・出席委員会から報告があると思いますが、皆様のご協力をいただきまし たこと感謝申し上げます。

会長報告

東京リサーチ発表の北・中空知企業売上ランキング を発表いたしました。1位に中山組、6位に泰進建設、 10位に北星、24位に第一興産、30位に米倉商事が上位 30社で発表されております。おめでとうございます。

幹事報告



1.砂川RCより会報、芦別·赤平·砂川RCよ り 1 月のプログラムが届きました。また、 ガバナー月信12月号も購読者のロッカーに 入れております。

2.今年度、第13回定例理事会は、後日FAX でお知らせしますが、1月11日(水)スエヒ 口にて午後6時30分より開催致します。3

月に担当例会をお持ちの各委員長さん(新世代・米山・ゴ ルフ野球同好会・情報・麻雀釣り同好会)は、事業実施計 画書の提出を1月9日までにFAXかメールでお願い致し

ます。
3. これから2週にわたり休会が続きますが、次回は1 月12日(木)新年会・ベルコにて午後6時から夜間例会です。お間違えのないようご出席下さい。

4. 本日、例会終了後臨時役員会を開催致します。 2番 テーブルにお集まり下さい。

5. 来年 2 月10日(金)、芦別 I M登録のご案内を配布し ておりますが、出欠の返事はお早めに提出して下さい。

|先||週||の||プ||ロ||グ||ラ|

☆ニコニコ B0X・出席委員会担当例会☆ 半期を省みて



出席委員会 佐伯 敏和委員長

上半期出席状況を報告致します 7月は76%、8月は78%、9月は70%、10 月は72%、11月は77%、12月は76%(12月 15日まで)上期の平均は、75%です。

最低の出席率は、9月29日の62%で、最 高の出席率は、8月の84%で、この日の例

会は金滴酒造の試飲の例会で、やはりお酒が絡む例会 の出席率が高いということが判明しました。

横山 和幸会員

(ニコニコBOX委員会 副委員長) ご紹介いただいた滝川公証役場公

証人の横山です。先ず、最初に公証人と公証後についてお話しします。人が生きて ┃いく中では好むと好まざるに関わらず様々 なトラブルに巻き込まれることがあります。

した場合、いかに自分に利があったとしても自力 救済は認められませんので、最終的な解決を図るため には訴訟制度を利用して裁判所の判断を得なければな らないことになります。

公証制度というのは、紛争が起きてからその解決を 図る裁判制度とは異なり、将来の紛争の予防をはかるという予防司法の機能を果たすものです。 つまり、法 務大臣から任命された公的な機関である公証人が、私 人間の権利関係について、争いがない間にその権利関係を「公証」することによって、将来の紛争を予防するという役割があるのです。もう少し表現を変えますと、公正人は争りのなり、私人間の法律関係や私権に関する 事実について、当事者の嘱託を受けて、 公正証書を作 成し、又は私署証書や定款における作成者の署名や押 印について認証したり、あるいは確定日付の付与といった公証事務を行うことによって、当該文書の証拠力を確保することになります。さらに申しますと、金銭の支払い約束の公正証書に関しましてよ、強男される 認諾する旨の条項を入れることによって,相手方が金 銭債務を履行しないときは、訴訟という手段を取るこ 相手方が金 となく相手方の財産を差し押えることができるという 効果も生じるのです。ということで、前置きはこれくらいにして本題に入ります。

はじめに相続の開始についてでありますが、申し上 げるまでもなく、相続は人の死亡によって開始するも ので、それ以外はないわけですが、民法では例外として、 失 宣告という制度が設けられております。これは不 在者の生死が7年間明らかでないとき、若しくは沈没 した船に乗っていたとか戦地に赴いていて危難に遭遇 したときなど生死が1年間明らかでない場合に、死亡 したものとみなすというものです。ただし、後日、生 存することが明らかになった場合は、死亡は取消されることになりますので、失 宣告により財産を得た人 がいる場合は、その権利を失うことになります。

では相続が開始したとき、相続人はどの範囲かとなりますが、相続人は、配偶者と被相続人の血族に限る ことになります。勿論、この血族には、法定血族である養子関係も含みます。従って、配偶者の他には子供。子供が先に亡くなっていれば、代襲して孫が相続します。そして、第2順位として親。親が亡くなっている場が は兄弟姉妹となり、この場合も甥や姪といった代襲が認められています。それでは、相続が発生したときに相続分はどのようになるのかということですが、これ は皆さんご承知のことと思います。

次に、遺言とはどういうものかということについて お話しします。

遺言に対する一般的なイメージは、人が臨終にあたり、 枕元に集まった子供や配偶者等に対して、「お母さんを 大切にして、兄弟姉妹仲良く暮らしなさい」などという 精神的、道徳的訓戒を遺言として理解していることが 多いと思います。確かに、このような言葉や文書は子 孫に対する精神的影響が大きいので意義があり、これ も「人が死後のために残す言葉」に違いありませんので 文学的には遺言と言えます。しかし、この言葉をもっ て法律的な効果をもたらすものではありませんので 法律上の遺言とは言えないわけです。また、 やや誤解 されているのではないかと思うのは、一般的に遺言の 時期としては、死の直前すなわち臨終の時や、重い病 気であるとか大きな手術をする時だとか、とにかく人 生の終を迎えようとしている人が行うものであって、健康で働いている者が行うものではないと考えている 人が多いように思います。しかし、現在のような交通 事情ではいつ事故に遭うかわかりませんし、特に3月 11日の大震災以降、万一に備えて遺言を遺しておこう という人が増えているようです。

それから、遺言についてのもう一つの誤解としては、 遺言は人が死に直前して「死後のために言い残す言葉」 と「言葉」に重点を置いて理解している向きもありますが、 法律上は「言葉」だけでは駄目で、必ず書面にしなけれ ばならないことになっています。常日頃、口癖のよう に「自分が死んだらお前にこの家をやる。」とか「弟には こどこの山林をやる。」と言っていても駄目なわけで、 例え証人が何人いても、それは遺言にはなり得ないのです。例えば、録音テープに吹き込んでおいても、あ るいはビデオ等の映像に残していても、それらは書面 ではありませんので、遺言としての法律上の効果はないことになります。このように遺言というのは、最低でも文書で残さなければならないという厳格さが求め られているのです。

それでは何故遺言が必要か、あるいは、 場合に遺言が必要になるかということをお話しします。

第一の目的は、財産争いを防止するということが挙 げられます。遺言は法定相続に優先するのですが、「私 には遺言しておく程の財産はない」とか「私の家族は皆仲がよいので、遺言が無くても大丈夫」とか「法律の規 定通りに分けて貰えばよい」とかの理由で遺言しないと いう方が良くいらっしゃいます。しかし遺言がないと、 その相続は法定相続によって行われることになりますが、 相続人が多い場合は遺産分割協議などの手続に時間が かかることありますし、特別受益が影響する場合など、 いくら家族の仲がよいといっても相続人の配偶者や子 供などの思惑が絡んで、相続人同士で争いになること が多いのも実例として良くあるわけです。また、相続 財産には不動産のように換金が容易でないものもあり ますし、法定相続分に従って分けるには困難なケース もあります。また、登記手続が簡単であるということ あります。遺言がない場合の不動産の相続登記は、被 相続人が15歳くらいまで遡って戸籍とか除籍を集めな ければなりませせんが、遺言書があれば、遺言書と相 続人であることが確認できる戸籍があれば登記は可能 であり、多くの書類を揃える必要がありません。

それから、家業を継ぐ者に全財産を相続させたい場合、 例えば、家業の農業とか商工業に父母と共に一生懸命 精励している子供に全財産を相続させて、家業のます ますの発展と祖先の墳墓や祭 を守って欲しいと願っ ていたとします。しかし、事業主であるその人が遺言 しないで亡くなってしまうと、平素は家に寄りつかな いで、少しも家業の発展に貢献していない兄弟姉妹た ちが相続人としての権利を主張しはじめることもある のです。ですから、家業を継ぐ者に全財産を相続させ たいのであれば、公正証書で遺言をして、その正本を 後継者に渡して一層家業に精励させて、そして老後の

面倒をよく見て貰った方が良いと思います。

それから、夫婦の間に子供がいない場合には、例えば、 夫が亡くなって相続が発生しますと、妻のほか日頃疎 遠であったとしても夫の兄弟姉妹が相続人になります ので、それを放棄して貰うには多少の金員を贈与しな いと承諾して貰えないことがあります。しかも、疎遠 であれば疎遠であるほど比例して、義理人情も容赦なく、 贈与金の額もより多く要求されがちなのは何とも皮肉なものがあります。ですから、このような場合は、夫 婦がお互い相互に全財産を相続させるという遺言書を 作っておくことが一番良いかと思います。勿論、兄弟 姉妹には遺留分もありませんので、財産について口出 しをする権利は全くないということになります。

時間が参りました。まだまだ、お話ししたいことが ありますが、それは又の機会に致します。なお、ご質 問ご相談等があれば個別にお伺い致しますので、遠慮 なくご連絡いただければと思います。

《上半期ニコニコ BOX 報告》



藤井 正義ニコニコBOX委員長

上半期ニコニコBOXの報告を致します。 本日までの集計ですが、983,000円です。 昨年は、1,070,000円が集まっていましたが、 今年は若干少なくなっています高山会長か らの目標は、1,800,000円です。去年は、 1,830,000円位が集まっていたので、下半

期も皆様のご協力宜しくお願い致します。

JBOX

高山 訓正会員

上半期終了、皆様に感謝し下半期もよろしくお願い致 します。

中垣 陽一会員

高山年度の半期終了を祝し。また先日の次年度理事会 に風邪で欠席し申し訳ありませんでした。

細田 光人会員

高山会長、半年間ご苦労様です。残りも頑張って!!

宮崎 英彰会員

結婚記念日にお花を戴いて!

深澤 和範会員

忘年会で景品が当たりました。

戎谷 侑男会員

次年度理事の承認を受けて。

関藤 竜也会員

教え子が外務省官僚試験に合格して。 横山 和幸会員

本年度最後の例会に時間を頂いて。

佐伯 敏和会員

担当例会を終えて(ニコニコ合同)

藤井 正義会員

担当例会を終えて。

会長/高山 訓正 幹事/宮崎 英彰 編集/クラブ会報委員会

電子メール info@rotary.gr.jp ホームページ http://www.rotary.gr.jp/ 例会日●毎週木曜日 PM0:30 例会場●ホテルスエヒロ 事務局●ホテルスエヒロ 7F

> 〒073-0032 滝川市明神町2丁目2-16 TEL(0125)22-3344 FAX(0125)24-2755

